

令和4年9月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和4年9月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和4年9月1日（木）午後3時10分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第25号 令和3年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
議案第26号 市川市社会教育委員の委嘱について
 - 5 報告第16号 令和4年度市川市一般会計補正予算(第4号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について
報告第17号 令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について
報告第18号 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第25号 令和3年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
議案第26号 市川市社会教育委員の委嘱について
 - 2 報告第16号 令和4年度市川市一般会計補正予算(第4号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について
報告第17号 令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について
報告第18号 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	平田 史郎
委員	島田 由紀子

委員
委員
委員

大高 究
山元 幸惠
広瀬 由紀

6 出席職員、職・氏名

教育次長
生涯学習部長
生涯学習部次長
学校教育部次長
学校教育部学校建設担当参事
教育総務課長
社会教育課長
指導課長
就学支援課長
教育センター所長

小倉 貴志
永田 治
吉田 一弘
奥田 淳
佐原 達雄
町田 茂幸
澁谷 裕司
富永 香羊子
秀谷 康久
大野 孝一

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主 幹
// 副主幹
// 副主幹
// 主 査

須志原 みゆき
三河 崇邦
岩瀬 絢子
新田 伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和4年9月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案2件、報告3件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、島田由紀子委員、そして大高究委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、さっそく「議案」に入ります。議案第25号「令和3年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第25号「令和3年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」ご説明いたします。議案の1ページをお願いいたします。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和3年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。はじめに、これまでの経緯をご報告いたします。お手元の「別冊1 教育委員会点検・評価報告書」の1ページをお願いいたします。4の「経過」の部分をご覧ください。点検・評価報告書につきましては、7月の定例教育委員会においてご審議いただき、市川市教育振興審議会への諮問を決定した後、同審議会にて調査審議を実施、8月に答申をいただいたところです。同審議会におけるご意見を踏まえて一部修正し作成したものが、こちらの別冊1でございます。次に、答申内容についてご説明いたします。107ページをお願いいたします。こちらが、答申書の1ページとなっております。審議会における審議の結果として、「教育委員会が行った点検及び評価は妥当である」との答申をいただきました。ただし、2つの施策の評価について変更のご意見をいただいたところでございます。1つ目は、施策1-1-3、「読書教育の推進」についてでございます。朝読書の推進など、読書に親しむ取組を多くの学校で実施しているとともに、学習の流れの過程で適宜適切に図書の活用が組み入れられ、学習の質が高まっているなどの理由から、施策の評価を△（しろさんかく）「施策の実現が図られてきているとはいえない」から、○（しろまる）「施策の実現が概ね図られてきている」へ変更されたいとのご意見をいただきました。2つ目は、施策3-11-1、「教育のICT環境整備」についてでございます。全児童生徒にタブレットの配布が完了するな

ど、ICT環境の整備が整えられたことから、施策の評価を○（しろまる）「施策の実現が概ね図られてきている」から、◎（二重まる）「施策の実現が図られてきている」へ変更されたいとのご意見をいただきました。続きまして、108ページをお願いいたします。ここでは、令和4年7月11日の諮問から答申に至るまでの審議経過が記載されております。109ページ、答申書の3ページをお願いいたします。審議会からは、各施策の評価に関わるご意見以外にも、今後の点検・評価に向けた提言もいただいております。こちらは、内容を読み上げさせていただきます。「教育委員会の点検・評価は、効果的な教育行政の推進と、教育の一層の振興を図ることを目的としている。そのため、教育の成果を適切に評価することが重要であることから、以下のとおり提言する。(1)新型コロナウイルス感染症拡大等の特別な状況下においては、施策の評価に際して、取組実績をより丁寧に評価することを、今後も考慮されたい。(2)成果指標の数値では進捗状況を捉えにくい施策については、取組内容を質の面からも評価するよう検討されたい。(3)進捗が著しい施策については、現市川市教育振興基本計画において当初設定した成果指標を段階に応じて見直すなど、施策の展望を見据えた指標のあり方を検討されたい。(4)相互に関連のある施策については、つながりを考慮して評価を行えるよう検討されたい。」以上が、ご提言でございます。今後の点検・評価に反映してまいりたいと考えております。次に、その他、審議会でいただきましたご意見を踏まえ、点検・評価報告書に反映し修正させていただいた箇所がございますので、主なものをご説明いたします。11ページをお願いいたします。「5 点検・評価の結果のまとめと施策ごとの評価一覧」でございます。審議の過程の中で、昨年の提言も踏まえ、より丁寧な評価をすることを検討すべきではとのご意見を改めていただき、冒頭にこの令和3年度の点検・評価の全体のまとめを追記するとともに、それぞれの方針ごとにつきましても、評価のまとめを記述いたしました。方針1につきましては、3つの施策において、△（しろさんかく）「施策の実現が図られてきているとはいえない」との評価になったことから、「知・徳・体」の調和において、体の部分に課題が多く見られ、バランスのとれた育成が求められることを記述しております。12ページの方針2につきましては、全ての施策において、○（しろまる）「施策の実現が概ね図られてきている」との評価となり、コロナ禍の影響により、対面での研修や講座等の活動が制限される中、オンラインでの配信を実施するなど、感染症対策を講じた新しい生活様式における取組を進めたことを記載しております。また、13ページの方針3につきましては、1個の施策において◎（二重まる）「施策の実現が図られてきている」との評価となり、GIGAスクール構想を進めたことにより、全児童生徒に1人1台のタブレット端末の配布を完了したほか、全ての学校の普通教室に無線環境を整備し、学校におけるICT環境の整備を確実に進めてきたことを記述しております。そのほか、審議会のご指摘に基づき、点検・評価報告書の「点検・評価の概要」や「各施策の評価」のページにおきまして、活動状況の具体的な記述や、法的根拠の記述、注釈の追加、表記の統一など部分修正を行っております。以上が、審議会の答申内容と、審議会でのご意見を踏まえた報告書の修正の説明でございます。最後に、今後の予定でございますが、本日、本案のご承認をいただければ、点検・評価報告書を市議会へ報告すると

ともに、市公式Webサイトにて市民に公開してまいります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑等ございますでしょうか。はい、広瀬委員。

○広瀬由紀委員

丁寧なご説明をありがとうございました。教育振興審議会の方から評価も含めていろいろと見ていただいて、こちらが更に充実したと思っております。これ自体どうこうというわけではなく、今後のところで、思いを述べさせていただければと思います。58ページの目標7、こちらは、たぶん教育振興審議会の審議等では特に触れられていない部分で特別支援のところなのですが、今後の方向性のところで、こちらの記述の項目で、最初に「障がいの有無にかかわらず」と書かれていて、その次の段落が「通級による指導」等、場の多様性が先に出ていて、その後、「また、通常学級においても」という流れで、すべての子どもが学び合えるということが載っています。国の施策の中では、まず、全体の方向性としては、すべての子どもが同じ場で学べることを追求するとともに、場の多様性という書き方になっていますので、もし、今後の市の方向性として記述が可能であれば、このあたりの記載順をひっくり返しても良いのではないかと考えております。今後いろいろな角度から見ていただいて、そのあたりもご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。教育総務課から何かコメントはございますか。

○教育総務課長

貴重なご意見をありがとうございます。こちらの部分につきましても、いただいたご意見を今後いかしてまいりたいと考えております。

○平田史郎委員

よろしゅうございますか。そのほか、ご意見等ございますでしょうか。それでは、特に質疑がないようですので、議案第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第26号「市川市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

社会教育課長でございます。議案第26号「市川市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。議案の3ページをご覧ください。社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じ意見を述べるなどの職務を行うもので、社会教育法第15条第1項に基づき、市川市社会教育委員設置条例第1条に

より設置されております。本案は、令和4年9月30日をもって、市川市社会教育委員の任期が満了するため、同条例第2条第1項の規定に基づき、新たに委員15名の委嘱を提案させていただくものでございます。委員の構成は、1号委員として学校教育の関係者3名、2号委員として社会教育の関係者4名、3号委員として家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、4号委員として学識経験者6名となっており、15名中3名の委員が新任となります。任期は、令和4年10月1日から令和6年9月30日までの2年間となります。委嘱委員につきましては、4ページのとおりでございます。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。それでは、以上の説明につきまして、質疑等がございますでしょうか。よろしゅうございますね。質疑がないようですので、議案第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、「報告」に入ります。報告第16号「令和4年度市川市一般会計補正予算(第4号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第16号、「令和4年度市川市一般会計補正予算(第4号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の5ページから7ページをお願いいたします。「令和4年度市川市一般会計補正予算(第4号)」のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、意見を求められた市議会提出議案の内容について異議のないものとして、教育長が令和4年8月18日に臨時に代理し、同日付けで市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告申し上げます。それでは、議案の8ページをお願いいたします。「1. 歳入歳出予算補正」についてです。はじめに、歳出からご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案の9ページをお願いいたします。上段から、第2款・総務費、第1項・総務管理費、第12目・情報システム費でございます。第12節委託料におきまして、令和4年度途中からの学校給食費無償化にあたり、給食費の請求停止や納付額通知書の出力条件を変更する機能等を追加するため、学校給食費管理システムの改修の委託料300万円を増額するものでございます。なお、情報システム関連経費につきましては令和3年度より情報政策部に集約したことから、総務費による計上となっております。

ります。続きまして、第11款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費で
ございます。第1節報酬、第3節職員手当等、第8節旅費におきまして、学校給食費
の一部無償化に伴い、データ作成・納付額変更通知書封入等の事務作業のため、
会計年度任用職員に係る経費として、会計年度任用報酬72万3,000円、期末手当6
万5,000円、費用弁償4万1,000円、合計で82万9,000円を増額するものでございま
す。次に、第18節負担金補助及び交付金におきまして、奨学金の申請者が多かっ
たため、奨学生として基準を満たしながら、予算額の上限を超えていたことによ
り対象となっていなかった方にも奨学金を支給するため、367万2,000円を増額す
るものでございます。続きまして、第4目・教育センター費でございます。第10節
需用費におきまして、学習用タブレットについて、学校内での活用が進んでおり
当初の見込みを上回る故障が発生していることから、物品等修繕料2,500万円を
増額するものでございます。次に、第3項・中学校費、第1目・学校管理費でござ
います。第12節委託料におきまして、須和田の丘支援学校で運行中のスクールバ
スの感染症拡大防止の過密緩和対策として、10月から1台増車予定でしたが、社会
情勢の影響等によりバス賃貸借の入札が2度に渡り不成立となったことから、早
急に対策をとるため、貸切バスによる送迎業務委託として施設管理等委託料111
万6,000円を増額するものでございます。次の、第13節使用料及び賃借料におきま
しても、第12節委託料と同様の理由から、今年度において当初見込んでいたスク
ールバス賃借料の執行がなくなったことから、学校用自動車賃借料を51万5,000
円減額するものでございます。続きまして、第2目・教育振興費でございます。第
7節報償費、第10節需用費におきまして、令和4年3月22日付けで文部科学省初等中
等教育庁より、令和4年度「人権教育研究推進事業」が採択されたことから、講師
謝礼金3万円、消耗品費9万5,000円、印刷製本費2万5,000円を増額するものでござ
います。続きまして、10ページをお願いいたします。第4項・学校給食費、第1目・
学校給食費でございます。第11節役務費におきまして、学校給食費の無償化を行
うにあたり、納付額変更通知を郵送する必要があることから、郵便料59万3,000円
を増額、また、第12節委託料におきまして、同様の理由から学校給食費納付書等
作成委託料72万1,000円を増額するものでございます。次に、第19節扶助費におき
まして、令和5年1月から中学生、義務教育学校後期課程の学校給食費が無償化と
なることから、就学援助を受けている対象者の学校給食費が不要となるため、保
護児童生徒援助費633万5,000円を減額するものでございます。続きまして、第6
項・社会教育費、第8目・青少年育成費でございます。令和4年2月より、国におい
て放課後児童支援員等を対象に収入を引き上げる措置を実施しており、令和4年
10月以降は国・県の補助事業として実施される予定であることから、放課後保育
クラブ指定管理料の増額分として第12節委託料を3,696万円、民間の放課後児童
クラブへの補助金として第18節負担金補助及び交付金において放課後児童健全
育成事業費補助金として165万円の増額をするものでございます。以上、歳出につ
きましては、総務費で300万円の増額、教育費で6,384万1,000円の増額をするもの
で、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、141億2,319万6,000円となり
ます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、8ページへお戻

りください。第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第6目・教育費国庫補助金でございます。第1節教育総務費国庫補助金におきまして、GIGAスクール用ネットワーク保守・運用支援等業務委託等の情報機器整備費補助金について、補助対象事業が追加されたことから808万5,000円を増額するものでございます。次に、第4節学校保健費国庫補助金におきまして、歳出でご説明いたしました須和田の丘支援学校スクールバス運行に係る感染症拡大防止対策事業として、補助金対象経費が増額となったため、学校保健特別対策事業費補助金として30万円の増額をするものでございます。また、第5節社会教育費国庫補助金におきまして、歳出でご説明いたしました放課後保育クラブ指定管理料及び民間の放課後児童クラブへの補助金の増額に関し、子ども・子育て支援交付金1,287万円の増額をするものでございます。第15款・県支出金、第2項・県補助金、第7目・教育費県補助金につきましても、同様の理由から子ども・子育て支援交付金1,287万円を増額しております。次に、第3項・委託金、第5目・教育費委託金でございます。歳出でご説明いたしました人権教育研究推進事業の採択により、委託金15万円を増額するものでございます。続きまして、第18款・繰入金、第4項・大畑恣教育基金繰入金、第1目・大畑恣教育基金繰入金でございます。第1節大畑恣教育基金繰入金におきまして、歳出でご説明いたしました奨学資金事業の財源として、367万2,000円を増額するものでございます。次に、第20款・諸収入、第5項・雑入、第6目・雑入でございます。学校給食費の段階的な無償化実施にあたり、中学校等にかかる1月以降の給食費を徴収しないこととするため、1億1,108万4,000円を減額するものでございます。以上、歳入につきましては、合計で2,125万5,000円を増額するもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、34億2,730万円となります。最後に10ページをお願いいたします。「2. 債務負担行為補正」について、ご説明いたします。第1段須和田の丘支援学校スクールバス借上料におきまして、歳出でご説明いたしましたバス賃貸借入札の不成立に伴い、今年度に再度入札を行い、令和5年8月から6年間の賃貸借契約とすることから、令和4年度から令和11年度まで900万円を限度額とした追加の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。第2段富貴島小学校放課後保育クラブ建物借上料におきまして、35人学級実現により令和6年度から富貴島小学校の普通教室が不足する見込みであることから、児童数・保育クラブ利用者数が多く見込まれる令和6年度から、6年間の賃貸借契約による保育クラブ専用プレハブを学校敷地内に設置することで教室不足の解消を図るため、令和4年度から令和11年度まで、2億600万円を限度とした追加の債務負担行為の設定を改めてお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。しかし、タブレットの修理代で2500万円というのは、結構な額ですね。これは毎年、更に増えるということなのでしょうね。

それでは、以上の説明につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、ご意見も特にないようですので、報告第16号を終了いたします。

次に、報告第17号「令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算

の認定（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第17号「令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の11ページから13ページをお願いいたします。本市の決算につきましては、毎年度、9月市議会定例会に報告しておりますが、先ほどご説明いたしました報告第16号と同様に、本決算の内容には異議のないものとして、教育長が臨時に代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告申し上げます。議案の16ページをお願いいたします。恐れ入りますが、横向きにしてご覧いただけますようお願いいたします。決算につきましても、歳出からご説明いたします。表の一番上の行をご覧ください。教育費の合計欄となっております。第11款・教育費全体につきましては、当初予算額143億6,400万円に、補正予算額・流充用額等21億663万4,815円を加えた、164億7,063万4,815円が予算現額となり、これに対し、支出済額は、149億9,197万6,782円となっております。なお、翌年度繰越額は、5億3,532万3,280円でございます。予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた予算の執行残額である不用額は、9億4,333万4,753円、予算現額に占める支出済額の割合を示す執行率は、91%となっております。次に、不用額が生じた主な理由について、ご説明いたします。表の右端の不用額のうち、これから申し上げますのは主な不用額であり、記載してあります不用額と数字が一致いたしませんのでご了承いただきたいと思っております。第1項・教育総務費、第2目・事務局費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、返済が必要となる入学準備金の利用件数が見込みを下回ったことから、貸付金に1,820万円の不用額が生じました。また、第4目・教育センター費につきまして、タブレット端末等構築委託料において、入札における差金が生じたことから、委託料に3億4,374万4,872円の不用額が生じました。第2項・小学校費、第1目・学校管理費につきましては、各学校での節電の取組等の結果により、光熱水費に530万3,544円の不用額、また、改修工事費について、契約差金が生じたため4,075万2,740円の不用額が生じました。また、第2目・教育振興費につきまして、タブレット端末等構築委託料において、こちらも、入札における差金が生じたことから、委託料に5,159万2,185円の不用額が生じました。第3項・中学校費、第1目・学校管理費につきましては、小学校費と同様の理由により、改修工事費に7,522万4,080円の不用額が生じております。第3目・学校建設費において、塩浜学園建替事業に係る工事費のうち、逐次繰越した令和2年度までに発生した契約差金が不用額となったため、工事請負費に8,332万3,600円の不用額が生じました。第4項・学校給食費、第1目・学校給食費につきまして、給食に係る賄材料費において、当初の見込みを下回ったことから需用費に5,874万2,467円の不用額が生じたところでございます。次に、17ページをお願いいたします。第5項・学校保健費、第1目・学校保健費につきまして、新型コロナウイルス感染症対策消耗品の購入が当初見込みを下回ったことから、需用費に487万9,791円の不用額が生じました。第6項・社会教育費、第1目・社会教育総務費につきまして、職員配置数の変動や時間外勤務縮減への取組などによ

り、職員手当等に1,720万7,679円の不用額が生じました。第3目・公民館費につきましては、主に委託料において、公民館の開館時間短縮に伴い夜間受付業務委託の支出が減となったため、1,177万6,163円の不用額が生じました。第8目・青少年育成費につきましては、新設した保育クラブについて光熱水費の執行が当初見込みを下回ったことや、指定管理者と協議し経費削減に努め、施設修繕料の執行を精査したことなどから、需用費に645万8,185円の不用額が生じたこと、また、放課後保育クラブの指定管理料に係る人件費精算により、委託料に640万1,352円の不用額が生じたところでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。恐れ入りますが、14ページへお戻りください。表の1番上の行をご覧ください。教育委員会の歳入合計欄でございます。当初予算額38億5,999万1,000円に、補正予算等4億1,107万円、継続費・繰越額6億5,276万円を加えた、49億2,382万1,000円が予算現額となっております。また、歳入として徴収すべき額として決定した調定額に対し、実際に収納した収入済額は39億6,006万7,250円で、調定額に対し収入済額の割合を示す収入率は、97.6%となっております。不納欠損につきましては、放課後保育クラブ保育料で生じたものでございます。収入未済につきましては、放課後保育クラブ保育料、入学準備金貸付金償還金、学校給食費収入および職員給食費収入で生じたものでございます。歳入についての説明は以上でございます。続きまして、18ページをお願いいたします。「令和3年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告（教育委員会分）」のうち、主な施策、3つの施策についてご説明をいたします。28ページをお願いいたします。「デジタル教科書等導入事業」でございます。小学校は算数、中学校は国語・数学・理科・社会・英語の教科書を選定して「指導用デジタル教科書」を導入し、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善のツールとして活用を図りました。次に、33ページをお願いいたします。「学校給食費公会計化事業」でございます。学校給食費の徴収・督促などの収納事務や、納入業者との契約・支出事務について、市の歳入歳出予算に組み入れ一括管理を行い、教員・保護者の負担軽減や給食の安定的な実施・充実を図ったところでございます。38ページ「新たな学びと交流の場づくり事業」でございます。本を介した「学びと交流の場」とするため、令和3年7月より「いちかわ観光・物産案内所」の改装を実施し、令和3年11月3日より、「学習交流施設 市本」として開館をいたしました。主要な施策の説明については、以上でございます。なお、本日ご説明いたしました決算の内容につきましては、今月に予定されております、決算審査特別委員会で審議された後に認定されることとなります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見等がございますでしょうか。よろしゅうございますね。特にないようですので、報告第17号を終了いたします。

次に、報告第18号「市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校教育部次長

学校教育部次長でございます。報告第18号、「市川市学校給食の実施及び学校

給食費の管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の49ページをご覧ください。市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正につきましては、先ほどご説明いたしました報告第16号と同様に、異議のないものとして教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。初めに、改正内容をご説明いたします。恐れ入りますが、52ページをお願いいたします。条例改正により、学校給食費負担者から徴収する学校給食費について、段階的に無償化するものです。改正条例第1条としては、学校給食費管理に関する条例第4条の見出しを「学校給食費の不徴収」に改め、給食費を徴収しないものとします。ただし、1号として生活保護、その他の規則で定める学校給食費に関する給付を受けている期間における学校給食費、2号として小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部において実施する学校給食費は除くものです。施行期日は令和5年1月1日からとします。これにより令和5年1月から、中学生は無償となります。改正条例第2条としては、第1条にあった2号の小学生等を除く規定を削除するよう改めます。施行期日は令和5年4月1日からとします。これにより令和5年4月から小中学生は完全無償となります。続きまして、54ページをお願いいたします。改正理由ですが、7月7日の定例教育委員会で方針を承認いただいたとおり、今回、子どもたちの安心で充実した食の環境を整え、その成長を社会全体で支える施策を推進するため、学校給食費を無償化する必要があることから、本条例の一部を改正いたします。なお、無償化実施にあたり、市が負担することとなる学校給食費総額は年間約17.7億円の見込みでございます。説明は以上となります。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見等はありませんか。よろしゅうございますね。特にないので、報告第18号を終了いたします。

それでは、本日予定しておりました議事はこれで終了いたします。教育長にお返しいたしますのでよろしくをお願いいたします。

○教育長

それでは、これをもちまして、令和4年9月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後3時50分閉会)